

津波避難訓練を実施

6月23日(土) 午前9時

☎ 危機管理課
☎ 内線241

津波発生を想定し、自分の身を守ることに重点を置き、自宅等から安全な高台まで避難する訓練を行います。

避難時は「火の始末」や「戸締り」にも注意。訓練終了後は「避難経路の危険箇所の有無」「避難時間」「家族との連絡方法」などについて家族や地域で話し合いました。海岸から離れた津波浸水想定のない地区では、「シエイクアウト」や災害に備えた確認をしましょう。

※詳しくは広報おおいそ6月号と同時配布します水色のチラシをご覧ください。(津波浸水想定のない地区には回覧でお知らせします。)



国民健康保険からお知らせ!

平成30年度から国民健康保険の税率・税額が変わります。

【税額・税率】

平成30年度から、国民健康保険の税率・税額を次のように改正します(表1)。

(表1) 国民健康保険税の税額・税率表 ◎改正条例適用：平成30年4月1日より

	医療費分				後期高齢者支援金分 ^{*1}			介護納付金分 ^{*2}		
	所得割	均等割	平等割	限度額 ^{*3}	所得割	均等割	限度額 ^{*3}	所得割	均等割	限度額 ^{*3}
平成30年度	6.1%	23,000円	21,000円	58万円	2.7%	12,500円	19万円	2.2%	11,500円	16万円
前年度比	0.4ポイント増	1,000円増	6,000円減	40,000円増	0.2ポイント増	1,500円増	増減なし	0.1ポイント増	増減なし	増減なし

- ※1 後期高齢者支援金分とは、後期高齢者医療制度を支援していくため、75歳未満の加入者にご負担いただく支援金のことです。
- ※2 介護納付金分とは、40歳～64歳の加入者にご負担いただく介護保険料のことです。
- ※3 限度額とは、医療費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分のそれぞれの額を算出した際、課税される額の上限です。

【軽減額の拡大】

国民健康保険加入世帯の前年の所得が、一定額以下の場合、一世帯にかかる平等割や、被保険者一人あたりにかかる均等割の軽減の範囲を、次のように拡大します(表2)。

(表2) 低所得世帯に対する軽減額

軽減割合	世帯主、加入者及び特定同一世帯所属者の前年中の所得の合計額
7割軽減	33万円以下
5割軽減	33万円 + 27.5万円 × 世帯主、加入者・特定同一世帯所属者の数 以下 (下線部前年比変更あり：平成29年度27万円)
2割軽減	33万円 + 50万円 × 世帯主、加入者・特定同一世帯所属者の数 以下 (下線部前年比変更あり：平成29年度49万円)

- 特定同一世帯所属者とは、世帯内で国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方です。
- 世帯の所得が(表2)で算出された金額を上回った場合、軽減の対象にはなりません。

※軽減は、前年の所得に応じて適用されるため、所得の申告を行わないと適用されません。必ず申告をしてください。

ご納付は便利な
口座振替を!!

☎ 町民課 ☎ 内線274

平成30年度国民年金の保険料免除・納付猶予制度

国民年金第1号被保険者は、毎月の保険料を納めていただく必要がありますが、申請により日本年金機構から承認を受けると保険料の免除、納付猶予が受けられます。

申請できる方

収入の大幅な減少や失業等により、経済的に保険料を納めることが困難である方

申請期間

7月2日(月)～平成31年6月

その他

免除等の申請は2年1か月前までさか上ることができません。ただし、申請したからといって必ず承認されるとは限りません。詳細はお問合せください。



☎ 平塚年金事務所国民年金課

☎ (22) 1515
☎ 町民課 ☎ 内線268